

第 105 号議案

指定管理者の指定の件（神戸市立青少年科学館）

次のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者を指定する。

令和5年2月13日提出

神戸市長 久 元 喜 造

1 公の施設の名称

神戸市立青少年科学館

2 指定管理者

大阪府中央区淡路町3丁目6番13号

S F G 神戸

代表者 株式会社コングレ

代表取締役 武内 紀子

3 指定期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

理 由

神戸市立青少年科学館の指定管理者の指定をするに当たり、議会の議決を経る必要があるため。

神戸市立青少年科学館 の指定管理者の指定等について

1. 公の施設の名称

神戸市立青少年科学館

2. 指定管理者

大阪市中央区淡路町3-6-13 コングレビルディング

S F G 神戸

(代表者) 株式会社コングレ 代表取締役社長 武内 紀子

3. 指定期間

令和5年4月1日～令和6年3月31日

4. 令和5年度予定額

369,856千円

5. 債務負担行為

期間：令和4年度～令和5年度 限度額：370,000千円

6. 選定理由

神戸市立青少年科学館については、今年度、現行の指定管理者による指定管理期間が満了となるが、現在、展示室の改修を計画しており、改修に当たっては施設老朽化部分等とあわせて検討のうえ詳細な仕様を決定していく必要があることから、現時点では次期指定管理者の公募に必要な管理運営の仕様を定めることができない。そのため、指定管理者制度運用指針3「指定管理者（候補者）の選定の手続」における公募の例外事由「⑥施設のあり方の検討、施設の廃止及び大規模改修の予定により現在の指定管理者を継続して指定する（上限2年まで）の場合」を適用し、現指定管理者による指定管理期間を1年間延長する。

候補者の事業計画は、「科学館設置の目的をふまえ、科学館の基本理念の実現と科学の原理をわかりやすく青少年に伝える」という役割を果たすことを基本方針として提案があった。また、これまでも安定した管理運営を行っていることから、「S F G 神戸」を非公募により選定したうえで指定期間を1年間延長することは適当であるとの結論を得た。

[施設の概要]

1. 設立趣旨

科学及び科学技術に関する知識の普及及び啓発を図り、もって創造性豊かな青少年の

育成に寄与することを目的として設置。（神戸市立青少年科学館条例第1条）

2. 所在地

神戸市中央区港島中町7丁目7番地の6

3. 開設時期

本館：昭和59年4月 新館：平成元年4月

4. 規模構造

鉄筋コンクリート造 本館：地上5階建・新館：地上4階地下1階建

延床面積 12,336 m²（本館 6,502 m²・新館 5,834 m²）

5. 施設構成

- ・本館 1F：展示室・事務室・軽食喫茶室・ロビー・倉庫等 2-3F：展示室
4F：研修室・工作室・実験室・パソコン室・科学情報室 5F：天体観測室
付設1F：プラネタリウム
- ・新館 地階ホール-1F：展示室・ロビー・倉庫等 2-3F：展示室 4F：特別展示室

6. 開館時間・休館日

- ・開館時間 月～木曜日：午前9時30分～午後4時30分
金・土・日曜日、祝日、春・夏休み：午前9時30分～午後7時
- ・休館日 水曜日（祝日の場合は翌日）、館内整理日、年末年始 ※春・夏休みは無休